



## 防災の立場からの建築基本法

危機管理システム研究会会長 村上處直

1962年に東京大学に都市工学科が設立された年に、都市計画の場で防災問題を研究することになった。その時、都市工学科設立に奔走された高山英華教授から「技術者としての防災」でなく、「計画者としての防災」をやるように命じられた。「防災」という言葉の概念さえ定まっていない時期に、大きなテーマを与えられてしまった。その研究領域には先輩の論文も研究の道筋を示す資料も無く途方にくれた。私の研究を導いてくれたのは災害や事故の「現場」であり、災害や事故が発生するたびに現場に通い、同じ現場を何度もいろいろな視点から観察し、被害に遭った人たちに現場の空間で何が起こっていたかを聞いて歩いた。

1972年5月の大阪千日デパート火災の現場で96体の遺体そのままになっていた7階の現場を見たことは、それまで研究論文などから持っていた建物火災のイメージを覆すものであった。燃えない、燃えにくい建築物を造ることが建築防火の目標のように教わって来たが、それだけでは人間の命は救えないわけである。建築基準法や関連法で定められた防火に関する基準だけでは人命の安全確保は困難であった。都市建築空間における、人工物と人間の関係が解明されなければ、安全・安心の都市建築空間は構築できない。建築の防災問題は建築を構成する構造・材料・設備の研究だけでなく、時間・空間と人間の意識・認識力の概念の導入が必要な研究領域である事がはっきりした。その時作成した研究調査報告書と都市センターホールで開いた報告会が縁で、1975年にイギリスのローベンス委員会の関係者を訪問する機会をえた。当時、イギリスでは保安や安全に関わる法律の見直しが進められており、建築の安全に関わる法律の見直しは、関連法規が多いので相当時間がかかるという説明を受けた。その後10年ぐらいしてイギリスの新しい建築安全に関する基本法を手に入れたが、極めて簡素化された基本法だったことを覚えている。安全問題が人間を中心に考えなければ解決できないとすれば、構造・材料・設備という「物」だけを対象としてきた仕様規定としての建築基準法では難しい。そのため性能規定を考慮した新しい建築基準法に期待したが、防災の基本問題が一般社会に理解されていないため十分な成果が上がっていない。

## 住宅基本法シンポジウム

9月9日(金)18時30分から建築会館で来春、国会で審議される予定の「住宅基本法」についてのシンポジウムを開催し、参加者は66名(会員31名、会員外35名)であった。神田会長よりの趣旨説明に続き、竹川幹事より国交省が公開している「新たな住宅政策に対応した制度的枠組み」すなわち住宅基本法の概要を説明した。ついで基本法制定準備会の幹事会が用意した国と行政に提出する意見書を説明、議論を行

った。40年続けてきた住宅政策の転換期となり新しい住宅政策の立て前には異論はないものの具体的実施法が見えないため、建築基本法と重なる部分もあり議論は憶測の範囲のものとなった。このシンポジウムでの討議を基に幹事会で意見書をまとめ参加者へ送り、賛同される方の連名で国と行政へ提出することになった。次ページは、シンポジウムでの討議を基に幹事会でまとめた意見書である。

### 事務局からのお知らせ

シンポジウムのご案内 建築基本法幹事会案の提案と討議を予定しております。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：平成18年2月17日(金)18時30分～20時30分

会場：建築家会館(渋谷区神宮前2-3-16 本館1階大ホール)

## 住宅基本法への意見書

先に、国土交通省住宅局住宅政策課のパブリックコメントにより「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告案への意見が求められ、私どもも意見をお送りしておりますが、それらも踏まえたうえで、国土交通省におかれては新たな法律の枠組みが検討されているところと理解しております。また、両議院国土交通委員会におかれては、住宅建設計画法にかわる立法措置についての検討がなされることと拝察しております。

しかしながら、新たな立法にあたっては、建築行政の根幹にかかわる大きな問題を含んでおり、また国民生活に多大な影響を与えるものでありながら、十分な国民的合意を得る方向で議論が展開しているように考えにくいことから、ここに新たに要望を取りまとめました。新法制定にあたり、十分にご検討いただけることを希望します。

1. 住宅政策にかかわる弱者対応は、国の役割として、従来の住宅の量的供給とは異なる視点が必要で、器としての住宅よりも、住生活そのものへの補助政策が中心となることが考えられる。したがって、もはや住宅政策課のみの課題としてではなく、厚生労働省をはじめとする他省庁とともに、総合的福祉政策としての制度のあり方が検討されるべきでありながら、そのような方向性が示されていない。国土交通省の枠を超えた検討を進めるべきである。

2. 住宅の質の向上にあたっては、国民の意識・啓発を国が支援することは重要であるが、性能を国が直接的に規定することは、もはや時代の流れに逆行するものである。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」においても、建築基準法を原点とした性能表示を国が基準として定めているが、住宅の質を測るにはあまりに局所的・一面的であり、基本的に疑義がある。単体規定としてのあり方を見直すことこそが住宅の質の向上に不可欠である。建築基準法の確認制度のための詳細な規定を廃し、専門家や建築主の責務により重点を置く形に見直すことにより、国の規定の簡素化を図るべきである。

3. 住生活の向上は、群としての住宅や周辺環境のあり方により大きく依存している。住宅建設や既存住宅の周辺環境への影響という意味にあつては、原則として建築基準法における規定を廃し、地方自治体を中心とした規制へ、大きく方向転換を図るべきである。先に施行された景観三法の実効性も、

地方自治とくに基礎自治体の役割に大きく係わっており、その支援こそが住宅政策としても展開されるべきである。しかしながら、住環境が住宅建築のみによって成立するものでなく、商業施設、工業施設とのかかわり、さらには郊外農地との関係などを考慮に入れた、すべての建築の集団規制のあり方の方向転換が必要で、住宅のみの規制から良好な住環境は生まれにくい。

4. 公的な既存住宅の質の確保の問題も、単に住宅政策の中だけで検討されるべきものでなく、既存建築の安全性・耐久性にかかわる問題として、新築のための建築基準法とは別の規制をもって、すべての建築に共通に政策を検討すべきものである。耐久性向上の促進は長期的課題でもあり、用途変更なども視野に入れた上で、社会的資産の活用のための施策が求められており、すべての建築にかかわる基本理念をうたう必要がある。

5. 21世紀における住宅のあり方を考えるとき、建築のあり方に求められる、理念と関係者の責務を明らかにした上で、長期的な関連法規の抜本的見直しを必要とする。検討すべき方向性は明確で、十分な国民的視点での合意を得るべく努力いただきたい。参考に私どもの考える「建築基本法」の骨子を記す。(1). 建築物は安全確保や健康への配慮が十分になされていること。(2). 地域社会の構成要素としての環境配慮や材料、維持、解体における地球環境への配慮がされていること。(3). 維持管理が建築主の責任において適切になされること。(4). 国および地方公共団体は建築の基本理念が実現されるよう施策を策定し実施するとともに、満足されないものに対するの改善を図ること。(5). 建築主は基本理念を理解し、専門家の助言を得て、所有、維持管理に関し責務を有すること。(6). 専門家は専門知識に基づいて基本理念の実現に向けて公正な立場で自ら判断をすること。(7). 事業者は基本理念をよりよく実現する責務を有すること。

以上、住宅政策の方向転換の審議を機に、今般進められている内容に対しては「住宅基本法」の名称はふさわしくないと考えられます。今後とも、建築に係わる実体法の全般的見直しを意義あるものにするためには、国民のための住宅を含む「建築基本法」について、十分な審議を要望します。